

# 配偶者暴力防止法の施行状況（令和4年度）

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

## 1 配偶者暴力相談支援センター

(カ所)

区分	全国（R4.3末現在）	北海道（R5.3末現在）
配偶者暴力相談支援センター数	302	21

## 2 相談

(件)

区分	全国（令和3年度）	北海道（令和4年度）
配偶者暴力に関する相談件数	122,478 R2: 129,491 R元: 119,276	3,119
① 相談形態	来所	34,522 (28%)
	電話	82,922 (68%)
	その他（出張相談等、来所及び電話以外の相談）	5,034 (4%)
② 性別	女性（相談者）	119,331 (97%)
	男性（相談者）	3,147 (3%)
③ 加害者との関係	婚姻関係（婚姻の届出あり）	97,623 (80%)
	事実婚（婚姻の届出なし）	2,922 (2%)
	婚姻の届出有無不明	866 (1%)
	離婚済	16,711 (14%)
	生活の本拠を共にする交際相手	3,292 (3%)
	生活の本拠を共にした元交際相手	1,064 (1%)

## 3 保護命令（平成13年10月～令和5年3月の累計）

(件)

区分	全国	北海道
保護命令発令（認容）件数	41,558	2,246
生命等に対する脅迫のみを理由とするもの	7,540 (18%)	284 (13%)
① 被害者に関する保護命令のみ発令された件数	15,322 (37%)	1,445 (64%)
ア. 接近禁止・退去・電話等禁止命令	1,717 (4%)	77 (3%)
イ. 接近禁止・退去命令	2,107 (5%)	117 (5%)
ウ. 接近禁止・電話等禁止命令	5,192 (13%)	490 (22%)
エ. 接近禁止命令のみ	6,189 (15%)	759 (34%)
オ. 退去命令のみ	103 (0%)	1 (0%)
カ. 電話等禁止命令（事後発令）	14 (0%)	1 (0%)
② 「子への接近禁止命令」と「親族等への接近禁止命令」が同時発令された件数（①以外。事後発令含む）	6,477 (16%)	151 (7%)
③ 「子への接近禁止命令」が発令された件数（②以外。事後発令含む）	16,314 (39%)	529 (24%)
④ 「親族等への接近禁止命令」が発令された件数（②以外。事後発令含む）	3,445 (8%)	121 (5%)

## 4 一時保護

(件)

区分	R4実績	備考
配偶者暴力被害者の一時保護件数（道内）	168	R3: 129 R2: 136
道立女性相談援助センター	54 (32%)	R3: 37 (29%) R2: 40 (29%)
一時保護業務外部委託	114 (68%)	R3: 92 (71%) R2: 96 (71%)

注1) 全国の件数は内閣府男女共同参画局調べ、北海道の件数は北海道保健福祉部調べ

注2) 道内の配偶者暴力相談支援センターは、道立女性相談援助センター、道庁、各（総合）振興局（14カ所）、札幌市（2カ所）、旭川市、函館市、苫小牧市

注3) (%)は、各区分毎の割合

注4) 保護命令発令件数は、最高裁判所提供の資料による

注5) 一時保護業務外部委託件数は、民間シェルター（8団体）、母子生活支援施設等（4施設）の計